２０１１年１０月２５日発行

村尾光子の下野市議会報告

（第24号）

連絡先：栃木県下野市祇園５-11-3
TEL&FAX ： 0285-44-5418
E-mail ： muraomit@mb.infoweb.ne.jp



H23年第3回定例会(9月7日～30日)の報告です。

～もくじ～

《審議事項》

○諮問1件
・人権擁護委員候補者の推薦同意(諏訪 守 氏)

○同意6件
・政治倫理審査会委員6名の選任同意
（市村充章・田中民樹子・大久保芳雄・鈴木 勇・遠藤孝夫・松本光晴の6氏）

○専決処分事件の承認1件
・H23年度一般会計補正予算（第4号）

○報告6件
・H22年度継続費精算報告書
・H22年度健全化判断比率及び資金不足比率
・市出資団体の経営状況説明書
（財団法人市農業公社、株式会社道の駅しもつけ、財団法人グリムの里いしばし）
・市教育委員会点検評価報告書
・損害賠償 (2件)

○認定12件
H22年度会計決算(一般会計ほか11会計)

○H23年度会計補正予算11件

○条例改正3件

○土地の取得について1件

■一般質問：８議員が質しました。

市道南１－１号線(国道４号線～上三川高校通り)改修を進めている。JR 踏切西側(農資材店周辺)は今年度改修設計だが、大雨時には大きな水溜まりができ、設置してある浸透ますの能力を超えるので線路脇に増設する。損害賠償 １ 件はこの水溜まりに起因。

日ごとの気温変化にもてあそばれつつ、“秋”を楽しんでいます。皆様、夏の疲れは癒されましたか。

今年ほど自然の猛威を思い知らされたことはありません。でも、本当に自然の為せることなのか、その陰に有史以来の人類が災いしているのではないかとの疑念を抱きます。

9 月定例会冒頭に、市長から以下の行政報告がありました。■被災地支援について、県の要請に応え市貝町に職員を 8 週間派遣した。宮城県亘理町応援団を結成し復旧・復興支援し、災害相互応援協定を締結する。■福島第 1 原発事故に伴う放射線対応について、本市産コメからは放射性物質は検出されなかった。市内水道水は 2 週間毎に放射性物質測定を行い、検出されていない。庁舎、市立保育園、小中学校、私立幼稚園での空気中放射線量を測定しており、いずれも基準値以下である。■市有施設の節電対策について、7 月～9 月まで 20 ％削減目標に取り組み、7 月の実績は 19.8 ％減であった。■総合計画後期基本計画(H24 ～ 27 年度)策定のため、市幹部職員による総合計画策定委員会にて策定方針・計画構成案を作成し、7 月に外部委員で構成する総合計画審議会を開催した。■国際交流、国内交流事業について、それぞれ児童生徒を派遣した。など

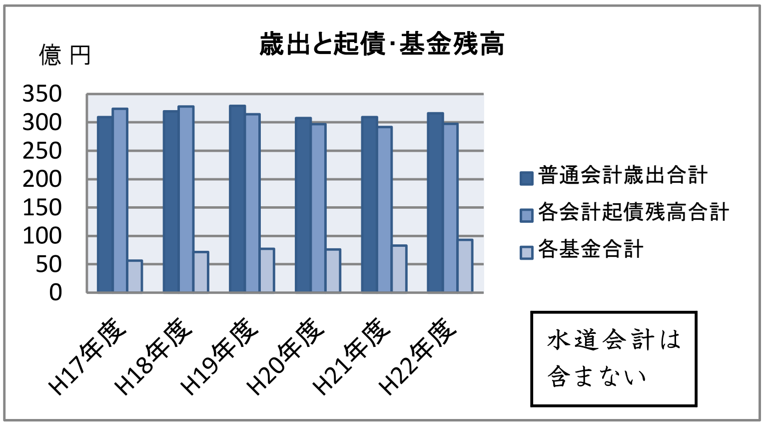
議会報告＆懇談会
11月6日(日)　13:30～15:30
グリーンタウン・コミセン　第１研修室
お気軽にお出かけください

■H22年度会計決算状況

《歳出決算額と地方債・基金現在高》

(億円)	H22	H21	H20	H19	H18
普通会計歳出合計額	316.0	309.5	307.4	328.9	319.7
うち一般会計歳出決算額	207.8	202.5	188.1	187.4	186.8
市税収入額	89.2	91.2	93.4	92.6	85.9
歳入に占める割合 %	40.6	42.7	47.2	46.8	42.8
各会計起債残高合計	297.4	291.9	297.0	314.4	327.9
市民1人当たりの額(万円)	50.0	49.0	49.8	52.7	55.0
各基金残高合計	92.8	82.9	76.3	77.1	71.3
市民1人当たりの額(万円)	15.6	13.9	12.8	12.9	11.9

～前年度より財政指標は好転、健全財政維持～



※**普通会計歳出**は公営企業会計(水道事業)以外の会計を合算。
※**市税収入額の割合**は一般会計歳入総額に占める割合。
※**借入金**は起債残高の他に債務負担行為による支出予定額8.3億円、企業債(水道会計)残高27.0億円がある。

《市税・国保税徴収状況》

(単位:万円)	市　税	国民健康保険税
収入済額	89億2477	15億9273
徴収率	93.5％(98.3)	73.0％(89.5)
滞納額	5億9555	5億6216
不能欠損額	2545	2625

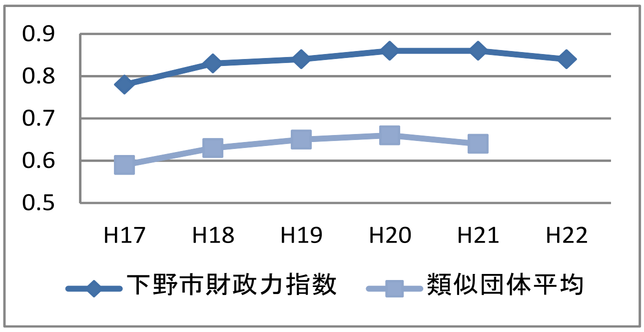
＊徴収率は滞納分を含む値。括弧内は現年度分
＊国保税徴収率が低いが県内14市では1番高い。

不能欠損：地方税法上、滞納した税には5年の時効がある。回収不能を防ぐため、督促状を送った上での財産差し押さえや分割納付・納付延期などの誓約書など、時効中断手続きがあり、1回の手続きで時効を最大5年間延長できる。中断手続きを怠り、時効を迎えると、その分は損失として「不能欠損」に計上しなければならない。一般的に滞納者が破産、死亡、行方不明などの場合に不能欠損になることが多い。　　（朝日新聞「キーワード」の解説）

《一般会計財政指標》　**標準財政規模：135億9428万円**(制度的に与えられた経常一般財源の額)

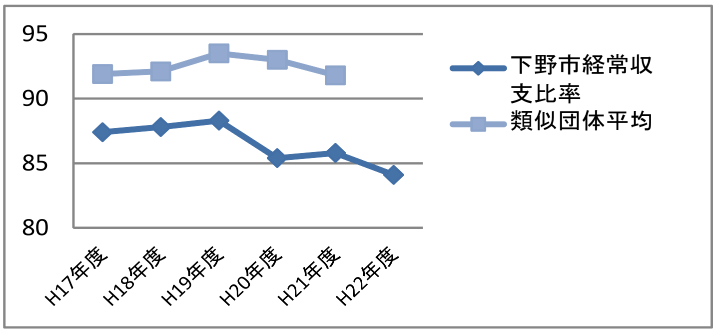
	H22年度	H21年度	H20年度	H19年度	H18年度	備　考
財政力指数	0.834	0.855	0.864	0.845	0.826	1に近いほど余裕がある
経常収支比率(%)	84.1	85.8	85.4	88.3	87.8	65～70％が適正、75％以上は注意
実質収支比率(%)	7.7	6.8	6.5	7.4	9.0	3.0～10.0％が標準
経常一般財源比率	90.3	93.2	96.9	96.6	87.8	100を超える度合いが高いほどよい
一般財源の構成比(%)	72.0	75.3	82.0	80.3	76.8	歳入に占める一般財源の割合
投資的経費構成比(%)	16.0	14.8	15.0	13.7	11.4	構成比率が高いほど積極的
義務的経費構成比(%)	40.2	38.3	39.7	39.7	38.8	低い方がよい(人件費・扶助費・公債費)
公債費比率(%)	9.8	11.6	12.7	12.6	16.4	15％までが健全
起債制限比率(%)	7.8	9.0	10.3	11.3	12.8	15～20％:要注意、20％以上:危険
実質公債費比率(%)	10.1	12.1	13.9	15.0	17.4	低い方がよい。18％以上:危険

《財政力指数》 1を超えると地方交付税不交付団体に



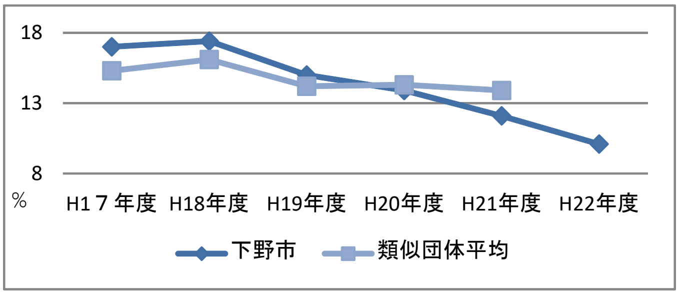
＊市税減収(個人市民税は3億円減)の影響が大きい。

≪経常収支比率≫ 財政の弾力性を示す



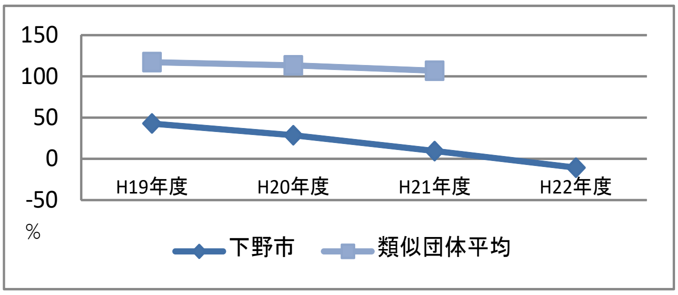
＊人件費・扶助費・公債費など経常経費の割合が高いと硬直化

《実質公債費比率》 **借入金返済額**の財政規模に対する割合



＊３年間の平均値、H22 年度単年度では 7.85 %だった。

《将来負担比率》 **借入金**の財政規模に対する割合



＊全国では 200 程の自治体が「—」となった。下野市は前年までの繰上償還と合併特例債など有利な地方債活用の結果。

《財政健全化指標》

	H22年度	H21年度	H20 年度	H19 年度	早期健全化基準
実質赤字比率	— (−7.65%)	— (−6.77%)	— (− 6.77%)	— (− 7.4 %)	12.89 %
連結実質赤字比率	— (−18.78%)	— (−18.27%)	— (− 19.49 %)	— (− 23.16%)	17.89 %
実質公債費比率	10.1%	12.1%	13.9 %	15.0 %	25.0 %
将来負担比率	— (−10.8%)	9.3%	28.5 %	42.8 %	350.0 %

黒字の時は負の値になり「—」と表記

■各会計決算

（単位：万円）

	歳入総額	歳出総額	翌年度へ繰り越すべき財源	歳入のうち繰入金 一般会計から	歳入のうち繰入金 基金から	会計別地方債残高 H22 年度末	会計別地方債残高 全体割合
一般会計	219 億 8491	207 億 8515	1 億 5905	※ 4407	7322	183 億 9450	56.7 %
国民健康保険	55 億 8314	52 億 2331	0	3 億 0293	—	—	
後期高齢者医療保険	3 億 9323	3 億 8615	0	8076	—	—	
※老人保健	1474	905	0	582	—	—	
介護保険(保険事業)	27 億 3062	26 億 4849	0	4 億 1805	2913	—	
介護保険(介護ｻｰﾋﾞｽ)	443	194	0	—	—	—	
公共下水道事業	17 億 4962	16 億 8085	325	4 億 8600	—	77 億 9707	24.0 %
農業集落排水事業	4 億 2654	4 億 1112	0	3 億 4427	—	33 億 8444	10.4 %
下古山区画整理事業	7316	7094	40	7051	—	1 億 2254	0.3 %
石橋駅周辺区画整理事業	3990	3873	0	3915	—	2319	0.07 %
仁良川地区区画整理事業	4 億 7782	3 億 4958	9315	2 億 4721	—	1823	0.05 %
水道事業収益的収支	8 億 5306	6 億 7463	純利益	1 億 5007			
資本的収支	6123	4 億 3744	差引不足額	3 億 7621	—	27 億 0554	8.3 %
					地方債合計	324億4554	100 %

※一般会計の繰入金は他会計からの決算による繰戻金

※老人保健会計は制度廃止のため H22 年度で廃止

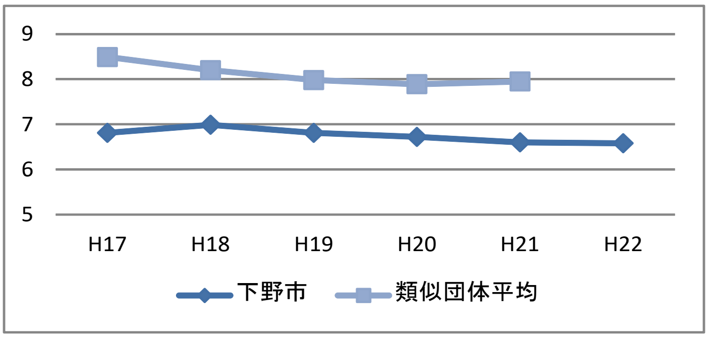
※不足額は当年度分損益勘定留保資金、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額、減債積立金、建設改良積立金で補填

《基金現在高》 H22 年度末 （万円）

財政調整基金	17 億 5915
減債基金	11 億 2787
地域づくり事業推進基金	4 億 4870
庁舎等整備基金	10 億 7788
公共施設整備基金	6 億 3538
地域福祉基金	4 億 3357
保健福祉施設整備基金	4 億 4676
グリーン保存育成基金	493
地域振興基金	**15億5081**
土地開発基金(現金)	6 億 7655
一般旅券印紙等購買基金	300
国保財政調整基金	8 億 3439
介護給付費準備基金	2 億 7361
高額療養費資金貸付基金	988
合　計	**92億8253**

＊この他水道会計に現金預金　9 億 0825 万円

《人口千人当たりの職員数》 H22 年度は 6.58 人



（参考資料：総務省市町村財政比較分析表、決算統計）

H22年度の職員数は391人。定員適正化計画により退職者数の1/2補充方針で人件費削減を進めている。H21年度は128の類似団体中、29位に少なかった。今後IT化が進み新庁舎が完成すれば効率化が図れるはずだが、業務遂行のための適正な定員は何人だろうか。

■人権擁護委員候補者に諏訪 守氏を推薦同意

中野敦子氏の後任として推薦することに同意した。

任期：H24 年 1 月 1 日～　3 年間　　　　（敬称略）

諏訪 守	下野市柴在住	前社協事務局長・元市職員

■政治倫理審査会委員に 6 名の選任同意

任期：H23 年 10 月 25 日～　2 年間　　　（敬称略）

専門委員	市村充章	大学教授(行政学)	再任
	田中民樹子	弁護士	
	大久保芳雄	元県警察学校長	
公募委員	鈴木 勇	元警視庁警察官	
	遠藤孝夫	元石橋消防組合勤務	
	松本光晴	元熊谷商事勤務	新任

＊下野市議会議員政治倫理条例に基づく審査会

■江川・五千石土地改良区地区内にふれあい親水公園用地を取得

仁良川土地区画整理事業第 2 工区の調整池としても活用するため

取得財産	土地(創設換地)　19,523 m²
所在地	県営経営体育成基盤整備事業 江川・五千石地区地内 〔県道栃木—二宮線より北へ 100 m、 吉田西小より西へ 300 m の位置〕
取得価格	5856 万 9 千円
契約相手方	南河内土地改良区

《整備概要》薬師ヶ池(ｸﾞﾘｰﾝﾀｳﾝ内調整池)同様の親水公園。北側は芝生、南側に通常は水が溜まる。

本体整備費：約 2 億 2 千万円、H24 年度予算計上

｛まちづくり交付金・合併特例債：1 億 3200 万円
　一般財源：8800 万円　の予定

工事発注は区画整理課、完成後の管理は下水道課

※取得費は土地開発基金から支出し(議決対象ではない)、H24 年度予算で本体工事費と共に買い戻し費を計上する。



通常、区画整理事業の雨水排水調整池はその区域内に設置する。取得地は仁良川区画整理事業での調整池予定地と至近距離であり、土地改良事業の親水公園予定地であることから、区画整理事業費を軽減するため兼用する。

■ H23 年度一般会計補正予算　（第 4,5 号）

7 億 9062 万円を追加、予算総額 211 億 2826 万円に

【主な歳入】 補正額　　　　　　　（万円）

○地方特例交付金　△ 1784
○地方交付税　6 億 6067
○国県補助金　6327
〔子宮頸がん等ワクチン接種対象年齢拡大、被災者健康支援事業、地籍調査、ふるさと雇用再生特別基金事業等〕
○特別会計繰入金(8 会計決算による)　1 億 2800
○財政調整基金繰入金　△ 6 億 5237
○前年度繰越金　6 億 4070
○臨時財政対策債　△ 7066
○合併特例債　1820　　○災害復旧事業債　1070

【主な歳出】

○基金積立金　5 億 4709
(財・調 4700 、減債基金 2 億、庁舎等整備 3 億)

新庁舎建設の財源に地域振興基金15億円を充当する予定だったが、現運用の利率がよいので果実を活用することに。前年度繰越金から庁舎等整備基金に積み立てた。補正後の基金現在高は15億3千万円程。

○公有地利用調査業務委託　500
〔JA 薬師寺支所跡・ふれあい館周辺の利用方策、現庁舎の利用・既存施設を利用した競技場整備〕

監査委員の意見に「計画的に取得したJA薬師寺支所跡地、ふれあい館周辺については早期に利用計画を明らかにするように」とあった。新たな利用策ではなく、「取得目的に沿った利用計画を」である。やっと調査費計上、遅過ぎる。400mトラックを備えた陸上競技場整備は、実施できるかどうかも含めての調査とのこと。

○温浴施設調査業務委託　98
(経営実態・利用状況調査、特徴を特化した経営策)
○がん対策事業　1625
○太陽光発電システム設置補助　600
○戦略作物生産拡大関連基盤緊急整備事業　2647
(吉田西小西側排水路整備)
○ふるさと雇用再生事業　1770
(下野市ガイドブック「るるぶ下野市版」5000 部)
○石 2-22 号線整備(石橋中西、測量・設計)　3700
○南河内体育センター修繕費　1070
○自主防災組織活動補助　150

■自主防災組織活動補助制度を創設



ぜひ活用を！　　（H23 年 10 月 1 日施行）

6 月定例会での答弁が形になった。9 月には自主防災組織マニュアルと防災ハンドブックが自治会長に配布され、組織化推進のための補助制度が創設された。

補助対象：自主的に防災活動を行うための組織
申請時提出書類：①自主防災組織規約、②自主防災組織防災計画、③自主防災組織年間実施計画
活動費補助：活動経費の 1/2 、限度額 5 万円
防災資機材整備補助：50 世帯以下　20 万円、50 世帯増える区分毎に 2 万円加算、限度額 40 万円

村尾光子の

一般質問

持ち時間 45 分消化、今年の残りは僅か 18 分。残念ながら、一人年間 160 分の制限に異論を唱える議員は少ない。



近年は、行革と称して人件費削減、経費節減のため民間委託を推進している。だが、学校教育には、労働関連法令を遵守しつつ、ある業務だけを切り離して委託する方式は、教育活動上ふさわしくないと思う。経費節減だけを目指して良いのか？

学校の外国語指導助手の業務委託は“偽装請負”ではないか

日本の教員免許をもたない外国人の外国語指導助手（ＡＬＴ）は単独では教壇に立てず、あくまでも日本人教員の補助として活動する。必然的にチームティーチング（ＴＴ）方式で指導することになる。下野市では平成 19 年度からは業務委託でＡＬＴを配置してきた。

(1) 外国語指導助手（業務委託）と日本人英語指導助手（非常勤職員）の役割はどう異なるのか。

【古口教育長】 本市の小・中学校英語指導助手は、英語を母国語とする常勤のＡＬＴと週 2 日勤務の日本人英語指導助手の体制で、両者とも授業に携わり言語活動を活発に推進する点で違いはない。

ＡＬＴはネイティブスピーカーの英語を聞かせる、異文化理解などの利点から主に中学校と小学校高学年を担当している。



日本人英語指導助手は教員経験のある方で、打合せがより重視される小学校の低学年・中学年を担当し、教員の一員として校長の下で担任教員と密接に連携している。

(2) 給料・諸手当・勤務時間・評価などＡＬＴの処遇はどのようか。

【古口教育長】 業務委託契約なので、契約時に取り交わした詳細な仕様書に基づいて勤務時間等を決めている。給料・諸手当支給、評価等は会社が行う。教育委員会は会社と連携してＡＬＴそれぞれの授業参観、研修会、学校からの活動状況聞き取りを行い、不都合が合った場合には指示できる体制をとっている。

《適法な業務請負とは》 厚労省告示 37 号「労働者派遣事業と請負により行われる事業との区分に関する基準」より抜粋要約

以下のすべてに該当しなければ、契約形態に係わらず労働者派遣事業となる。

1．**労働管理上の独立**：自己の雇用する労働者の労働力を自ら直接利用するものであること
（指揮命令、労働時間管理、服務規律、人事を行う。）

2．**事業経営上の独立**：請け負った業務を自己の業務として発注者から独立して処理すること
（業務処理に関し、請負人が自らの責任で資金調達・支弁を行い、事業主としての責任をすべて負う。）

—参考図書「自治体の偽装請負」—

(3) 教科担当教員との連携はどのようになされているのか。チームティーチングで指導がなされているはずだが、この場合、担当教員との密接な連携は不可欠である。業務委託契約である以上、直接ALTと連携することは難しい。

【古口教育長】 教育委員会は市内統一の年間指導計画と担任とＡＬＴの役割分担を示した授業案を作成し、授業予定表と共に事前に会社を通じて ALT に送付している。ALT の学校活動日には担当教員と ALT が授業について の簡単な確認を行い連携をしている。

(4) ALT配置事業を業務委託とすると偽装請負になりかねない。充分な教育的効果を期待して、直接雇用など別な契約形態とすべきである。

【古口教育長】 H23 年度はプロポーザルで選定した業者と業務委託契約を結び、詳細な仕様書に基づく連携体制をとっている。

しかし、現行の業務委託契約は、指示・命令に係る課題があり、県外市町では問題もあった。国からの通知もあった。よりよく ALT に活動してもらうため契約形態について検討し、教育力向上に努める。

業務委託では、チームティーチングでも担当教員は補助するALTとは直接の打合せができず、必ず請負業者を通してだ。仕様書だけで、充分に連携できるのか？教育的効果が期待できるのか？教育現場では、状況に応じて即対応せざるを得ない場面もあるはずだ。直接ALTに指示、命令すれば契約は業務委託請負であっても労働者派遣であり“偽装請負”となる。

T・Tの指導補助員を業務委託するのは無理なのだ。

文科省「外国語指導助手の請負契約による活用について（通知）」（H21 年 8 月）　—抜粋—

・・・厚労省に確認したところ、ALT が行うチームティーチングについては、担当教員の指導のもと、担当教員が行う授業に係る補助を行う場合、担当教員が ALT に対して、指導内容や授業の進め方に関する具体的な指示や改善要求、ALT の行う業務に関する評価を行う場合は、いずれも請負契約で実施することができない旨、回答があった。

ついては現在の契約内容を確認するとともに、契約形態を見直し、JET プログラムの活用、自治体独自の直接雇用、労働者派遣契約など適切な対応をお願いする。

《労働者派遣》　根拠法:労働者派遣法

指揮命令

労働者 ← 派遣先(自治体)

派遣労働契約　　　労働者派遣契約

派遣元

《業務委託（請負）》　根拠法：民法･職業安定法

指揮命令(発注者からはできない)

労働者 ←---×--- 発注者(自治体)

指揮命令

派遣労働契約　　　請負契約

請負人

＊　　＊　　＊　　＊

職業安定法制定(1947 年)により労働者供給事業はほぼ全面的に禁止､**労働基準法**では賃金の直接･全額支払いの原則､中間搾取の禁止が定められ､使用者は労働者を直接雇用する原則が確立された｡

企業の要求に従った**労働者派遣法**(1985 年)は例外として労働者派遣に該当するものだけを合法とした｡

―参考｢自治体の偽装請負｣から―

(再質問) 市行政全般として、契約や雇用について法令遵守されているかどうかをチェックする機関･体制が必要ではないか。

【川端総合政策部長】 第 2 次行政改革では費用対効果ばかりではなく､質的な改善を加える観点が乗せられているので取り組まねばならない｡今後十分検討する｡

全国的に見ると、H21年度にALTを業務委託契約で配置していたのは656市町村、同年8月の文科省通知以後、今後の雇用･契約形態の見直しを行うとした自治体は、｢ALT確保を取りやめ｣を含め213団体。

◆　◆　◆

教育委員会では地方教育行政法に基づき、H19年度事務事業より外部評価委員の意見を聴きながら点検･評価を実施し、報告書を公表している。 H19年度にはALT配置事業が、H20年度には小学校英語活動推進事業が点検･評価の対象事業の一つとされ、外部評価委員の総合評価はそれぞれ｢成果が上がって概ね良好｣、｢充分成果が上がって良好｣であった。コスト面では｢適正な水準｣、｢縮減している｣と評価されたが、ALT配置の契約形態についての評価は為されていなかった。

行革が叫ばれて久しいが、経費節減のためとはいえ違法･脱法的なやり方は自治体といえども許されない。法令遵守されているのか、職員には様々な法律や制度の知識が求められる。

◆　◆　◆

H19年度からのALT業務委託事業について、村尾は問題点の指摘もせず、仕方ないかと予算に賛成してきた。不勉強を恥じ、大いに反省しています。 本会議後、24年度から契約形態を変えることを確認した。

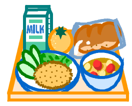
学校給食の調理業務委託方式は万全か

(1) 調理業務委託に関し、現在まで不都合･不適切な事項はあったか

【古口教育長】 市内小中学校 16 校のうち、

単独調理場方式：11 校 ─ 調理業務委託 7 校
　　　　　　　　　　　└ 市調理員による調理 4 校

国分寺学校給食センター：5 校分
（委託調理員と市調理員が従事）



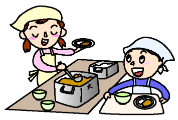
学校給食の運営は行政の責任のもと、効果的､効率的に進め､より高い給食サービス水準を維持しながら､コスト削減が求められている｡調理業務には民間の技術力やコスト意識を活用している｡

問題を挙げるとすれば､国分寺学校給食センターでは市調理員と業務委託調理員が一緒に従事しており､統制を取る上で配慮が必要なことだ｡

(2) 栄養士と調理員の連携はどのようになされているのか。業務委託先の調理員は、食育推進にどのように関与するのか。児童生徒との関わりはどのようか。

【古口教育長】 栄養士と調理員の連携は欠かせない｡市栄養士会が作成した統一献立をもとに各学校の献立会議で決定した献立表について､栄養士･給食主任･調理業務責任者が調理工程表や作業手順を確認している｡栄養士が調理作業を一緒にすることも重視している｡

食育推進について､地場産物を活かした献立や行事食の提供は調理員の食育への貢献と言える｡感謝していただく気持ちを育てる観点や､児童生徒との関わりでは市職員の調理員､業務委託調理員は児童生徒にとり同様だ｡配膳時の会話､ランチルームでの会食､給食週間の交流会への参加など､各学校で工夫している｡



委託の調理員には､仕様書や個別マニュアルにより学校の教育活動に協力していただくという大枠でお願いしている｡献立表に基づく調理工程や作業手順などの細部については､栄養士や調理員が委託調理員の責任者と毎日､直接打合せを行う｡

(再質問) 業務委託である以上、細部について学校や栄養士が委託の調理員責任者に直接指示などを行うのは偽装請負になるのではないか。

【古口教育長】 市が業務委託しているのは学校給食会と民間事業者の 2 社である｡委託時の仕様書には調理等について細かく書いてあると同時に､調理業務は学校教育の中での活動の一つであることの理解を求めている｡

偽装請負であるかどうかについては､何とも言えないが､学校給食の調理業務委託は全国的な大きな流れだ｡

(3) 調理施設の衛生管理、調理員の健康管理について。責任者は誰か。学校または学校設置者はどのように把握しているのか。

【古口教育長】最終的な責任者は設置者の市長である。各学校と国分寺給食センターは、検食、食材搬入時の品質確認と保存、水道水の残留塩素濃度などの安全確保や衛生管理について、毎日確認をしている。また、調理員の月2回の検便、定期的な調理場内の細菌検査を実施している。



委託調理員の健康管理の責任者は委託業者である。日々、従事者の健康状態を把握し、学校では毎朝の打合せ時や、栄養士が調理場に入り実態把握に努めている。必要事項については定期的に書類による報告を受けている。

⑷ 調理業務委託は拡大・推進の傾向だが、メリット・デメリットを説明されたい。今後の方針はどうか。
食材の調達・調理方法などは日常的に現場での状況を把握していなければできない。業務委託では学校給食全体が実施しにくいのではないか。

【古口教育長】**メリット**：研修体制の整った調理業務専門業者によるノウハウや調理技術を生かし、給食の質を上げていること。調理員の急な欠勤などに柔軟な対応ができ、調理業務に支障を来さないこと。民間委託による経費節減が図れること。

デメリット：学校栄養職員は受託業者の調理員に直接指示できない。そのためその時々に応じた柔軟な対応がしにくい。これらは、献立会議で詳細な調理工程表を作り、調理業務責任者のもとで栄養士立ち会いにより調理作業の確認をするなど工夫している。

今後も市行政改革大綱と定員適正化計画に基づき、業務委託を着実に進めたい。学校給食の目的をより良く達成するために、業務委託はより適切に行うよう努める。

(再質問) 給食センターでは市職員調理員と業務委託調理員が一緒に活動している。契約のあり方が問題ではないか。業務委託を市臨時職員に替えられないか。

【古口教育長】学校給食センターには所長、栄養士2人、市職員調理員3人が配置されている。市の調理員3名は、直接、所長・栄養士から指示を受け、委託調理員10数人とは異なった業務を行い、混在することがないように進めている。

現在までに調理業務委託による学校給食での問題は提起はされていないので、現在の形で進めて良いと考えている。



前述の厚労省告示37号によると、業務委託では「事業経営上の独立性」が求められ、受託業者は
①受託事業者自らが設備・器材・材料などを用意し業務を処理すること
②自ら行う企画または自己の有する専門的な技術若しくは経験に基づいて業務を処理すること
のいずれかに該当し、単に肉体的な労働力を提供するものでないこと。

学校給食の調理業務委託は、旧南河内町の時代から導入されてきて、今や全国的な傾向にある。正規職員を調理員として配置する場合に比べると、大変大きな経費節減に繋がった。受託業者が学校施設・設備を使用することや栄養士との連携に課題はあったが、仕様書に明示することで解決できると説明されてきた。

しかし、契約は業務委託でも調理現場の実態は、明らかに業務委託の域を逸脱している。

学校・栄養士・調理員の連携無くして学校給食は運営できない。だから密に打合せをして欲しい。でも、業務委託ではあくまでも発注者と受託者間の連携であり、現場での学校と従事者間の打合せや指示は御法度だ。学校教育だからという特例はない。

学校を所管する文部科学省は契約や労働関係法令について理解しているのだろうか？給食調理現場を把握しているのだろうか？ALTに関しては厚労省に照会した結果を通知として発信したのだ。

どんなに経費節減効果が大きくても、法令違反の状態は容認しがたい。適法な方策に改善を求めたい。

議会改革調査特別委員会から

（7月15日、8月12日）

検討事項として掲げた8項目（市議会報告No23 P7掲載）のうち、3項目について協議し結論を出した。

①傍聴者への一般質問通告書写し配布について

⇒ 従来通りしない。（配布7、従来通り8、欠席3）

理由：傍聴者数を予測できず、用意したものが無駄になる可能性がある。事務局の手間がかかる。

（事務局：ペーパーレスを目指し、従来通りとしたい。）

現在、傍聴者への資料は議会日程、提出議案、一般質問者と質問項目のみで、市HP掲載も同様。質問趣旨をより理解できるよう、通告書の写し配布を求めたのだが、賛成者は半数以下だった。

旧南河内町議会では実施していたことが、市議会ではできないのか。事務局意向に左右されたようだ。何か本末転倒のよう。市民に開かれた、分かりやすい議会を目指しての改革なのだが･･･。

②本会議等録画放映について

⇒ 新庁舎建設時の収録設備整備を要望。

理由：専用のカメラ3台・TVモニター購入費1,450万円（リース30万円/月）、新庁舎建設後の移設費200万円が必要（事務局調べ）。無駄な投資は避ける。

③行政視察の復命について（報告書提出）

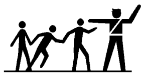
⇒ 視察研修後、常任委員会でまとめ、委員長が本会議で報告する。

次回は10月18日 講演会「議会基本条例について」
11月16･17日先進地視察（会津若松市・栃木市）

【行動記録】　太字は議員としての公的活動

【7月】

3 ・市ﾎﾞﾗﾝﾃｨｱ連絡協議会南河内連絡会会員研修「東京臨海広域防災公園･そなエリア東京」「旧岩崎邸」（東京）



4 ・市Ｖ連広報部会

10・とちぎ･地域自治研究所学習会「大震災と福島原発事故」小林昭二氏（宇都宮市）

10 ～ 11･全国自治体議員行財政自主研究会「福祉のまちづくり」（東京）

12 ・市Ｖ連研修部会／市Ｖ連執行委員会

15 ・**議会改革調査特別委員会**



16 ・エコライフ祭（市Ｖ連模擬店出店）

20 ・市Ｖ連理事会

21 ・教育委員会教科書選定会議傍聴

24 ・議会報告会

26 ・社会福祉協議会ジュニア福祉体験講座ﾎﾞﾗﾝﾃｨｱ

27 ・第14回天平の芋煮会実行委員会

31 ・下野市九条の会例会

【8月】

7 ～ 8･地方自治を学ぶ会夏期合宿「選挙―理想と現実のはざまで」山内和彦氏（日光市）

12 ・**議会改革調査特別委員会**

・**県南6市議長会研修**（足利市）

17～18 ・帰省（日立市）

20～21 ・全国自治体議員行財政自主研究会「決算」菅原敏夫氏（東京）

24 ・**国民健康保険運営協議会**

25 ・児童虐待防止講演会「今、子どもの求めているもの」養徳園園長　福田雅章氏



・市Ｖ連研修部会

28 ・中学生姉妹都市派遣報告会

・非核平和を求める下野市の会講演会「原発にふるさとをうばわれて」南相馬市　中里範忠氏（三郷市へ避難）

31 ・市Ｖ連執行委員会

・**議員全員協議会**

【9月】

4 ・**キンボール大会開会式**（国分寺BGセンター）

・市民農園利用者の会学習会「栃木県の農産物」

・さよなら原発栃木県集会　鎌田　慧氏（宇都宮市）

5 ・市Ｖ連理事会

6 ・やよい会例会

7～30・**市議会第3回定例会**

7,8,9,12,13,30日　**本会議**

12日　**村尾一般質問**



14日　教育福祉常任委員会傍聴

20日　経済建設常任委員会傍聴

22日　**総務常任委員会**

30日　**議員全員協議会**

9 ・障がい児･者交流事業事前説明会

10 ・障がい児･者交流事業ﾎﾞﾗﾝﾃｨｱ

・自治医大とちぎ子ども医療ｾﾝﾀｰﾎﾞﾗﾝﾃｨｱ5周年記念行事･講演「活き活き長生き長寿のススメ」高久史麿学長



16 ・**敬老会参列**

17 ・教育相談研修（宇都宮市）

25 ・自治医大子ども医療センターﾎﾞﾗﾝﾃｨｱ（花咲jii）

・せっけんネットワーク学習会「原発事故と今後の暮らし方」東井　怜さん（宇都宮市）

27 ・市Ｖ連元気アップ交流会・臨時理事会

28・県生活学校ﾌｫｰﾗﾑ「高齢者の居場所」（宇都宮市）

29 ・あじさいお茶会（在宅避難者お茶会）



＊毎週月曜日は可能な限り「お茶の間健康ｸﾗﾌﾞ」の送迎ﾎﾞﾗﾝﾃｨｱ

～あれこれ～ ■自治体学会（10月8、9日）は刺激的だった。NPO地域生活支援ネットワークサロン（釧路市）の日置真世さんは「場づくり師」として目覚ましい実践活動を報告。また、印象的なお話■大森彌先生は「自治体の政策的自立と職員のあり方」をテーマに「危機は、危機を感じる人にくるのであって、危機を感じない人には来ない。危機には2種類あり、①3.11のように一気に来るもの―自然と共に生きるしかない、②じわじわと来るもの―従来の考え方や対応では回避しきれない。」また、「プラニングには机は要らない。必要なのは足と目と、土地の人と対話する耳と口、そして、何よりもその人達の気持ちになること」と故広松伝氏の言葉を紹介。■神野直彦先生は「分かち合い」について「対人社会サービスを考えるとき、危機に直面した時に物事の本質が見えてくる。①価値観の最高位置に置くのは「生命」、②生きるとは人と人、人と自然とが生きる「共生」、③政治･経済の危機の中で協働の困難を感じていた日本人は「参加」することを必要と感じた。市民組織は自発的でなければならない。」等々。

■議会だより掲載の写真を撮らせて頂くため、緑小にお邪魔し、TTによるALTの英語の授業を拝見した。子どもたちは楽しそうで、とても伸びやかだった。早くからﾈｲﾃｨﾌﾞｽﾋﾟｰｶｰの英語に慣れることができる今の子どもたちは幸せだこと！■加齢と共に動作も思考回路の巡りも鈍くなっているのを実感。それなのに日々追われ、熟慮せずに次のことに取りかかる毎日。付け焼き刃的な仕事になっていて、いつも反省はしている。



■身体を壊して退職し学生になっていた娘は、この秋卒業し再就職した。この間、親として何の支援もしなかった。一人でやり遂げたことに拍手。

